

「収入保険制度」加入には、「青色申告」が必要です！（情報第2弾）

前月号でお知らせしたとおり、収入保険制度は、**個々の経営体の全品目合計の基準収入（過去5年間の平均収入）に対する収入減少を補填する制度**で、青色申告を5年間以上実施している経営体が対象です。加入申請時に1年分あれば、補償内容等は異なりますが加入はできます。

■ 5年以上の青色申告実績がある場合、当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に補填され、補償限度額を下回った額の9割（支払率）の補填金が支払われます。

■ 農業者が負担すべき保険料は、**掛け捨ての保険料（国庫補助50%）と掛け捨てとらない積立金（国庫補助75%）**があり、積立金は補填に使われない限り翌年へ持ち越しとなります。

※補償の例：基準収入2000万円、当年収入1600万円の場合、

● 受け取る補填金 $2000 \text{万円} \times \text{補償限度率} 9 \text{割} - 1600 \text{万円} \times \text{支払率} 9 \text{割} = 180 \text{万円}$

● 農業者が負担する保険料 $2000 \text{万円} \times \text{補償限度率} 8 \text{割} \times \text{支払率} 9 \text{割} \times \text{保険料率} 2\% \times \text{国庫補助} 50\% = 14.4 \text{万円}$

● 農業者が負担する積立金 $2000 \text{万円} \times \text{積立幅} 1 \text{割} \times \text{支払率} 9 \text{割} \times \text{国庫補助} 75\% = 45 \text{万円}$

■ 当制度の活用を考えている白色申告の経営体が青色申告に移行するには、**平成29年3月15日まで**に、**鹿屋税務署へ「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。**

■ 加入に際しては、実施主体が税務申告書類のチェックを行いますので、**適切な簿記関係書類（複式簿記もしくは簡易簿記）の提出を求められること**となります。

■ 青色申告に伴う簿記記帳に不安のある方や青色申告を実施しているが簿記記帳内容や技術に不安のある方は、**大隅地域振興局農政普及課が実施する簿記講座をご案内**しますので、下記問合せ先までご連絡ください。

■ 問合せ先：町役場農業振興課農政係 ☎ 0994(65)8417

年金をあきらめていた皆さんへ

年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年に短縮され、これまで年金を受けることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

□ **何が変わるのですか？**：年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）を、25年から10年に短縮します。これにより、年金を受け取る方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげることができます。

□ **対象者は誰ですか？**：既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が10年以上の方が対象になります。対象者の方には平成29年2月末～平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りする予定です。

□ **手続きは必要ですか？**：日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所までお持ちください。

□ **いつから受給できますか？**：既に65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分を10月にご指定の口座へ年金をお振込みします（以降、2ヶ月分の年金を偶数月にお支払いします）。

□ **受給できる年金額はどうなりますか？**：年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければそれだけ年金額が多くなります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

■ 問合せ先：ねんきんダイヤル ☎ 0570(05)1165
平日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00
<http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>